

章	見出し	条	項	号	条文	取組の方向性	取組事項	見直しの方向性	期間中の取組状況	課題、問題点
前文										
					白岡市では、美しい自然環境のもと、先人たちにより数々の歴史や文化が築かれ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきた。私たちは、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ責務がある。白岡市では、地方自治の発展を目指し、広く市民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に市民、議会、行政が協働して取り組んでいる。私たちは、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していく必要がある。そして、市民主体の自治を推進するため、市政における市民の参画と協働の原則を定め、市民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を担うことにより、安全安心で暮らしやすい地域社会を実現していかなければならない。					
第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）										
	（目的）	1			この条例は、白岡市における自治の理念を定めるとともに、市政に関する市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を明らかにすることにより、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。					
	（定義）	2	1	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。						
			1	市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で事業を営むもの又は活動するものをいう。						
			2	行政 市長その他の執行機関をいう。						
			3	まちづくり 市民、議会及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいう。						
			4	協働 市民、議会及び行政が、それぞれの役割及び責任を担い、信頼及び合意の基に連携し、及び協力することをいう						
			5	地域自治組織 地域単位で活動している組織、ボランティア団体その他の市内で自治的な活動をしている組織をいう。						
	（理念）	3		市民、議会及び行政は、白岡市の自然環境、文化及び伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会を、自らの意思及び責任において協働して実現することを目指すものとする。						
第 2 章 市民（第 4 条・第 5 条）										
	（市民の権利）	4	1	市民は、まちづくりに参画する権利を有する。	市民は、まちづくりに参画する権利を有していますが、その権利を行使していかなければ自治基本条例の理念は実現されません。市民自身が意識的にまちづくりに関わっていく必要があります。	○ 市民の自治基本条例についての理解度等の把握（担当課：地域振興課）	1	●自治基本条例市民アンケートの実施 市民の自治基本条例の認知度などを確認し、市が自治基本条例の理念に基づき、「参画」と「協働」のまちづくりを推進していくための基礎資料とすることを目的として実施した。 (1)対象者 市内在住の16歳以上の方2,000人 (2)実施期間 H28.8.15（月）～9.2（金） (3)方法 無作為抽出による郵送アンケート (4)回答状況 回答者582人 (回答率29.1％)	次回の検証（４年に１回）前にアンケート調査をしなければならないが、その際の設問については、基礎資料となるよう慎重に検討する必要がある。	
			2	市民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有する。						
			3	市民は、まちづくりに関し、自ら考え主体的に行動するために必要な事項を学習する権利を有する。						
	（市民の責務）	5	1	市民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。						
			2	市民は、まちづくりに参画するときは、互いに意見を尊重し合い、責任ある行動をするものとする。						
第 3 章 議会（第 6 条・第 7 条）										
	（議会の責務）	6	1	議会は、白岡市の意思決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。	これまで、開かれた議会運営とするため、議会だよりの発行やインターネット録画中継などに取り組んできました。こうした取組を継続しながら、さらに開かれた議会とするための方策を検討します。	○ 議会改革・活性化等に向けた検討（担当課：議会事務局） ○ 政策提言、条例の立案（担当課：議会事務局） ○ 議会だよりの発行、インターネット録画中継（担当課：議会事務局） ○ 議場コンサートの開催（担当課：議会事務局）				
			2	議会は、市民の意思を的確に反映した行政運営が行われているか、行政の監視に努めるものとする。						
			3	議会は、市民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。						
	（議員の責務）	7	1	議員は、市民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。						
			2	議員は、市民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。						

章	見出し	条	項	号	条文	取組の方向性	取組事項	見直しの方向性	期間中の取組状況	課題、問題点
第4章 行政（第8条―第14条）										
	（行政の責務）	8	1		行政は、市民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。	市民の信頼にこたえるため、市民ニーズを的確に把握するとともに、透明性を確保しながら参画と協働のまちづくりの推進に努めます。	○ 第5次総合振興計画の後期計画の策定（担当課：企画政策課） ○ 総合振興計画実施計画の策定及び行政評価の実施（担当課：企画政策課） ○ 行財政改革推進大綱の推進（担当課：財政課）			
			2		行政は、市民の意向を的確に把握し、市民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。					
			3		行政は、透明で開かれた市民主体の行政運営に努めるものとする。					
	（市長の責務）	9	1		市長は、市政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を市民に公表するよう努めるものとする。		○ 市長施政方針の公表（担当課：企画政策課） ○ 市長への手紙制度（担当課：企画政策課） ○ 市民と市長との対話集会（担当課：企画政策課） ○ 市長交際費の公開（担当課：企画政策課）			
			2		市長は、白岡市の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。					
			3		市長は、中長期的な展望に立ち、限りある財源を効率的に活用し、健全な財政運営に努めなければならない。					
	（職員の責務）	10			職員は、全体の奉仕者であるとともに、自らが市民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。	職員は、行政を日常的に執行する立場に加え、まちづくりに関わる市民としての視点を持ち、政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮するよう努めます。	○ 自治基本条例及び参画と協働に関する職員研修の実施（担当課：地域振興課）	1	●自治基本条例及び参画と協働に関する職員研修 開催回数 0回（未実施）	研修を通して、自治基本条例や参画と協働についての意識を高めていくことで、参画と協働のまちづくりを日常的に行う事務事業に反映させていく必要がある。
	（行政組織）	11			行政は、その補助組織を、市民にとって分かりやすく、効率的かつ機能的なものとし、社会情勢の変化に応じて、迅速に見直すよう努めるものとする。	行政組織は、市民のための仕事を行なう組織であるため、市民目線で分かりやすい組織とし、社会情勢の変化に応じて迅速な見直しに努めます。	○ 適時・適切な行政組織の見直し（担当課：企画政策課）			
	（危機管理体制）	12			行政は、災害等の緊急事態から市民の生命及び財産を守るため、総合的な危機管理体制の確立に努めなければならない。	「自助」「共助」「公助」の精神に基づいた災害に強いまちづくりの推進に努めます。	○ 地域防災計画の定期的な見直し（担当課：安心安全課） ○ 自主防災組織の支援（担当課：安心安全課） ○ 防犯パトロールの推進（担当課：安心安全課）			
	（国及び他の地方公共団体との連携等）	13			行政は、広域的な課題の解決又は行政運営の効率化を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。	多様化する行政ニーズに対応しながら効率的・効果的な行政運営を進めるため、広域的な行政サービスに向けた取組の推進に努めます。	○ 近隣市町との連携（担当課：企画政策課）			
	（行政手続）	14			行政は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正を確保するとともに透明性の向上に努めなければならない。	行政と市民との信頼関係構築のため、透明で公正な行政手続の確保に努めます。	○ 行政手続の透明性の向上（担当課：総務課）			
第5章 参画及び協働（第15条）										
	（参画及び協働）	15	1		市民、議会及び行政は、協働によるまちづくりを推進するものとする。	参画と協働のまちづくりが推進されるよう、市民参画手続や市民参画条例関連制度の適切な運用に努めます。	○ 市民参画条例関連制度の適切な運用（担当課：地域振興課） ○ 市民との協働により実施している事業の増加（担当課：庁内各課） ○ 参画と協働のまちづくり審議会における審議（担当課：地域振興課）	1	●参画と協働のまちづくりサポーターメールの配信開始 登録者 38人 配信回数 7回 ●市民との協働により実施している事業 事業数 49事業（対前年度4事業増） ●参画と協働のまちづくり審議会の開催 開催回数 6回（視察含む） 近隣自治体の市民活動支援施設を視察をはじめとして、参画と協働のまちづくり推進のための審議を行った。	参画と協働の市民活動掲示板の活用など、諸制度の普及の活動及び工夫が必要である。
			2		行政は、まちづくりに関する市民の提案等の把握に努めるとともに、市民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。					
			3		行政は、まちづくりの重要な計画等の策定又は改廃に当たり、市民の意見を聴くとともに、意見が提出されたときは、考え方を公表するものとする。					
			4		行政は、市民の意見を市政に反映させるため、幅広い市民の参画に努めるものとする。					
			5		前項に規定する市民の参画に関し必要な事項は、別に条例で定める。					

章	見出し	条	項	号	条文	取組の方向性	取組事項	見直しの方向性	期間中の取組状況	課題、問題点
第 6 章 地域活動及び地域自治組織（第16条）										
	（地域活動及び地域自治組織）	16	1		市民は、各種の地域活動を通じて、地域の課題解決及び活性化に努めるものとする。	地域自治組織が、各地域におけるまちづくりのパートナーとなるよう、それぞれの活動の自主性を尊重しながら支援に努めます。	○ 集会所施設の管理などの支援（担当課：地域振興課） ○ 協働のまちづくりモデル事業（担当課：地域振興課）	1	●集会所施設の管理などの支援 11集会所に補助を実施し、地域活動を間接的に支援した。 ●協働のまちづくりモデル事業 採択事業 3事業 補助額合計 299,130円	計画的な集会所施設に対する支援が必要である。 協働のまちづくりモデル事業では、協働のまちづくりが推進されるよう行政指定テーマ型を増やしていくことが必要である。
			2	議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。						
第 7 章 情報の公開、提供及び共有（第17条）										
	（情報の公開、提供及び共有）	17	1		議会及び行政は、市民に対し説明責任を果たし、市政への参画を促進するため、市政情報を公開するとともに、市民と情報の共有を図るため、市政情報の積極的な提供に努めるものとする。	市民の知る権利を保障するため、白岡市情報公開条例を適切に運用します。また、市政情報を積極的に提供し、市民との情報共有に努めます。	○ 情報公開条例の適切な運用（担当課：総務課） ○ 広報しらおか及び市ホームページによる市政情報の発信、定例記者会見の実施（担当課：企画政策課）			
			2	地域自治組織は、組織運営の透明性を向上させ、その活動への参画を促進するため、活動情報の提供に努めるものとする。						
			3	議会、行政及び地域自治組織が、前 2 項に規定する情報の公開又は提供を行うときは、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うものとする。						
第 8 章 次世代（第18条）										
	（次世代）	18	1		市民、議会及び行政は、次世代を担うこどもが様々な学習及び経験を重ねて心豊かに成長し、個性及び能力を十分に発揮できるようまちづくりに努めるものとする。	こどもの成長を支援する取組に努めるとともに、将来の白岡市を担うこどもが、まちづくりに参画していくための取組を検討します。	○ こどもに対する自治基本条例等の制度説明（担当課：地域振興課） ○ 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理（担当課：子育て支援課）	1	●こどもに対する自治基本条例等の制度説明 開催回数 0 回（未実施）	自治基本条例等の制度説明をする機会を検討していくことで、将来の白岡市のまちづくりを担うこどものまちづくり参画につなげていく必要がある。
			2	市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの主役となるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。						
第 9 章 住民投票（第19条）										
	（住民投票）	19	1		市長は、市政に関する重要事項について、市内に住所を有する者若しくは議会から請求があったとき又は住民の意思を確認する必要があると判断したときは、住民投票を実施するものとする。					
			2	前項の住民投票の実施を請求する場合の要件、投票することができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。						
第10章 検証等（第20条・第21条）										
	（検証）	20			市長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例に規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。	市民参画や協働の取組状況など、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているか、また、自治基本条例自体が時代や社会情勢の変化に則したものとなっているか定期的に検証を行います。	○ 自治基本条例進行計画（仮称）策定及び適切な進捗管理（担当課：地域振興課）			
	（改正又は廃止）	21			議会及び市長は、この条例を改正し、又は廃止しようとするときは、この条例の理念を尊重して行うものとする。					
第11章 補則（第22条）										
	（委任）	22			この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。					
附則										

【見直しの方向性】 1：条文に従いこれまでどおり取組んでいく、 2：条文に従い新たな取り組みを検討する、 3：条文を改正する、 4：その他